

要介護認定者における障害者控除の取扱いについて

要介護認定における障害者・特別障害者の判断基準

(H21.4.1～)

区 分	細 区 分	基 準	根 拠 資 料 等	具体的な判断事項
障 害 者	①知的障害者 (中度・軽度) に準じる	①知的障害者の障害の程度 の判定基準(重度以外) と同程度の障害の程度で あること	①要介護状態区分 ②「認定調査票」の「認 知症高齢者自立度」	要介護1以上で、かつ 「認知症高齢者の日常 生活自立度」によるラ ンクがⅡ以上の者で特 別障害該当者は除く
	②身体障害者 手帳(3級～ 6級)に準じ る	①身体障害者の障害の程度 の等級表(3級～6級) と同程度の障害の程度で あること	①要介護状態区分 ②「認定調査票」の「障 害高齢者自立度」(寝 たきり度)	要介護1以上で、かつ 「障害高齢者の日常生 活自立度」によるラン クがA以上の者で特 別障害該当者は除く
特別障害者	①知的障害者 (重度)等に 準じる	①知的障害者の障害の程度 の判定基準(重度)と 同程度の障害程度である こと ②精神上的の障害により事 理を弁識する能力を欠く 常況にある者と同程度の 障害の程度であること	①要介護状態区分 ②「認定調査票」の「認 知症高齢者自立度」	要介護4以上で、かつ 「認知症高齢者の日常 生活自立度」によるラ ンクⅣ、M
	②身体障害者 手帳(1級・ 2級)に準じ る	①身体障害者の障害の程度 の等級表(1級、2級) と同程度の障害の程度で あること	①障害の程度が明らか な場合	両上肢又は両下肢の欠 損、並びに麻痺、拘縮 による機能全廃及び全 盲、全ろう等
	③ねたきり老 人	①常に就床を要し、複雑 な介護を要する状態であ ること(6ヶ月程度以上 臥床し、食事・排便等の 日常生活に支障のある状 態)	①要介護状態区分 ②「認定審査票」の「障 害高齢者自立度」(寝 たきり度)	○要介護4以上で、か つ「障害高齢者の日常 生活自立度」によるラ ンクC1、C2

- (1) 認定申請6ヶ月未満の外傷性骨折の場合は除く。
- (2) 障害者、特別障害者のランクにそれぞれある場合は状態の重いランクを優先する。
- (3) 平成21年3月31日までに要介護認定申請書を提出し、認定調査票の中間評価項目得点第2群が20点以下の者も特別障害者と認める。